

東温市ひとり親家庭医療費助成制度の利用について

保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

※入院時の食事代や、保険適用外（予防接種や文書代、入院時のシーツ代など）は助成の対象にはなりません。

受給資格者

ひとり親家庭の母若しくは父と児童

祖母若しくは祖父と孫、または姉若しくは兄と弟妹の家庭で、ひとり親に準ずるもの
☆異性との同居や、生計の援助がある場合などは、該当しません。

☆前年（1～6月申請分については前々年）の所得に対し、所得税が課税されていないこと（非課税であること）

☆児童とは、20歳未満で就職・婚姻等していない人

受給資格の喪失日

児童が20歳に到達する誕生月の月末まで

（1日生まれの場合は、誕生月の前月の月末まで）

※20歳未満でも、児童が就職や婚姻などされた場合は資格喪失となります。

※大学等に在学している場合は、20歳を過ぎても延長できる場合があります。

受給者証の使用方法

① 県内の保険医療機関を受診する場合

窓口には保険証と「ひとり親家庭医療費受給資格証」をご提示ください。
医療費の一部負担金の支払いはありません。

② 県外の保険医療機関を受診する場合

受給資格証は使用できません。窓口で一部負担金を支払った後、市役所で払い戻しを受ける手続きをお取りください。

③ 学校、幼稚園、保育所等の管理下でのけが等で受診する場合

受給資格証は使用せず、窓口で自己負担額を支払ってください。

日本スポーツ振興センターの災害給付対象の医療費となります。

給付金の申請により自己負担額と加算額が支払われます。（給付対象外となった場合は、払い戻しの手続きをしてください。）

※受給資格証を使用して受診した場合は、医療費分について市に返還が必要となりますのでご注意ください。

裏面もご確認ください。

【自己負担をされた場合】

医療費受給者証をご使用できる（自己負担分を支払わなくてよい）のは、県内の保険医療機関のみです。（食事代やベッド代など保険適用外は助成の対象にはなりません。）

県外で受診した場合は医療費を支払わなければなりません。支払った医療費の請求手続きを行うことができます。なお、県内受診・県外受診とも、**請求できる期間は診療日の翌月から起算して2年以内**で、**保険の効かない費用は助成の対象外**です。

※スポーツ振興センター給付金の対象とならなかった場合も同様の手続きをお取りください。

必要な書類

- ひとり親家庭医療費受給者証
- 領収書（原本）または医療費支給申請書
（保険医療機関等証明欄に医療機関等の証明が記載されたもの）
- 請求者名義の金融機関の通帳



東温市イメージキャラクターいとのん

【高額療養費に該当する場合】

加入する健康保険に申請することにより、入院時に医療機関に支払う医療費の自己負担額を限度額までの請求とすることができる『限度額適用認定証』が発行されますので、入院する際には事前に加入する健康保険に申請していただきますようお願いいたします。

※入院時に『限度額適用認定証』を医療機関に提示することで、高額療養費が発生しなくなりますので、申請書に委任をしていただく手間がなくなります。

また、住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額になります。

（ただし、世帯合算や複数の医療機関での入院時を除く）

助成対象者の医療費が入院等で高額となり限度額を超えた場合、加入する健康保険より高額療養費が支給されます。この高額療養費は支払った医療費に対して給付されるものですので、助成対象者の医療費を助成した東温市が受け取るものとなります。

助成した医療費が高額療養費に該当した場合、助成対象者が加入する健康保険の被保険者の委任が必要となりますので、東温市役所社会福祉課からご連絡させていただきます。ご協力お願いいたします。

【お問い合わせ先】

東温市役所 社会福祉課児童福祉係（内線174）

☎（089）964-4406（課直通）